

叙位・叙勲

〇叙位

正八位 木村 夜 粕壁隆二郎 小松 春久 伊藤 昭三 河合 米一 遠山 元久 仲里 貢 正六位に叙する(各通) 江澤 弘和 篠塚 正巳 西村 芳明 林 正治 別所 浩 本間 洋一 吉野 慶一 正六位に叙する(各通) 小林 光 正七位に叙する 桑山 哲朗 従七位に叙する(以上九月十七日) 中村 輝久 (島根医科大学名誉教授) 従四位に叙する 山内 和夫 正五位に叙する 飯塚 一雄 堀口 英明 従五位に叙する(各通) 尾倉 和男 熊沢 誠二 貞森喜代美 高橋吉三郎 橋本 収 巻 登 正六位に叙する(各通) 荒川 昌夫 木村 利昭 佐藤 一喜 上戸 光明 立花 清扶 野澤 堅治 宮坂 崇弘 山口 米久 従六位に叙する(各通) 石幡與二郎 竹内 正吉 正七位に叙する(各通) 國本 光一 千葉 睦雄 従七位に叙する(各通)(以上九月十八日) 岩佐 英式 (旭川工業高等専門学校名誉教授) 種田 昌泰 (東京農工大学名誉教授) 細見 正明 従四位に叙する(各通) 松田 國雄 従五位に叙する

新井 正治 大倉 光雄 佐藤 時幹 篠崎俊一郎 成田 勝義 飯塚 明子 海老根和男 古谷 敏夫 三浦 啓郎 従六位に叙する(各通) 飯岡四男也 正七位に叙する(各通) 瀧口 光正 従七位に叙する(以上九月十九日) 正五位に叙する(各通) 金子 昌義 柴田 和泰 飛高 林 藤本 勝巳 従五位に叙する(各通) 岩村 巖 蒲田 久治 篠崎 清 関 新 芳賀 弘一 林 茂美 吉川 允夫 大井 静也 黒木 義照 大井 啓亮 塚本昭四郎 竹崎 啓亮 塚本 幹俊 従六位に叙する(各通) 安部 昭吾 枝本 清弘 正七位に叙する(各通) 古荘 侑一郎 従七位に叙する(各通)(以上九月二十日) 山崎 善三 正六位に叙する 藤岡 晃 従六位に叙する(以上九月二十一日) 杉本 武 正六位に叙する 和田 一彌 従六位に叙する 金田庄兵衛 正七位に叙する 齋木 義計 従七位に叙する(以上九月二十二日) 平野 和清 正六位に叙する 安藤 治 正七位に叙する(以上九月二十三日) 福原 文男 正七位に叙する(九月二十四日) 〇叙勲 服部 弘昭 旭日小綬章を授ける 福島 秀雄 旭日双光章を授ける

橋本 義治 矢島 昭八 旭日単光章を授ける(各通)(以上九月二十日) 和田 一彌 旭日双光章を授ける(九月二十二日) 仲里 貢 瑞宝小綬章を授ける 小林 行雄 小松 春久 大峠 彦造 山口 心海 瑞宝双光章を授ける(各通) 桑山 哲朗 (兵庫県警部補) 瑞宝単光章を授ける(各通)(以上九月十七日) 中村 輝久 (島根医科大学名誉教授) 瑞宝中綬章を授ける 堀口 英明 瑞宝小綬章を授ける 荒川 昌夫 熊沢 誠二 高橋吉三郎 立花 清扶 橋本 収 本多 利明 宮本 勝美 瑞宝双光章を授ける(各通) 木村 利昭 國本 光一 齋木 邦夫 竹内 正吉 西川路明男 瑞宝単光章を授ける(各通)(以上九月十八日) 種田 昌泰 (旭川工業高等専門学校名誉教授) 細見 正明 (東京農工大学名誉教授) 篠崎俊一郎 瑞宝双光章を授ける(以上九月十九日) 蒲田 久治 黒木 義照 高橋 勝 高村 清弘 竹崎 啓亮 中嶋 典男 芳賀 弘一 瑞宝双光章を授ける(各通) 古荘 侑一郎 安部 昭吾 大井 静也 瑞宝単光章を授ける(各通)(以上九月二十日) 藤岡 晃 山崎 善三 瑞宝双光章を授ける(各通)(九月二十一日) 杉本 武 瑞宝双光章を授ける 齋木 義計 瑞宝単光章を授ける(以上九月二十二日) 服部 育夫 竹内 清臣 平野 和清 瑞宝双光章を授ける(各通)(九月二十三日) 福原 文男 瑞宝単光章を授ける(九月二十四日)

皇室事項

御弔電 天皇陛下は、パラオ国元大統領クニオ・ナカムラ逝去につき、十月二十二日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。 御祝電 天皇陛下は、ザンビア国の独立記念日につき、十月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。 天皇陛下は、オーストリア国の国祭日につき、十月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁事項

沖縄総合事務局公示 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。 令和2年10月27日 沖縄総合事務局長 古住 啓作 道路の種類 路線名 区 間 一般国道 330号 沖縄市胡屋一丁目270番5号から同市胡屋一丁目18番2号までの上下線

労働 最低賃金の改正決定に関する公示 千葉労働局最低賃金公示第3号 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、千葉県鉄鋼業最低賃金(平成20年千葉労働局最低賃金公示第7号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。 令和2年10月27日 千葉労働局長 友藤 智朗 第4号中「1時間993円」を「1時間956円」に改める。 附 則 この決定は、令和2年12月25日から効力を生ずる。